

矢 掛 町 農 業 委 員 会 議 事 録

1. 開催日時

令和6年11月11日（月）午前9時30分～午前10時00分

2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員 16名

農業委員 9名			農地利用最適化推進委員 7名		
1 番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	小坂 一司	出
2 番	水川 治	出	美川地区推進委員	竹内 恵夫	出
3 番	大山 勝之	出	三谷地区推進委員	浅野 尚宏	出
4 番	鳥越 一志	出	山田地区推進委員	神田 浩志	出
5 番	藤原 国夫	出	川面地区推進委員	妹尾 宣明	出
6 番	松田 智仁	出	中川地区推進委員	多賀 秀樹	出
7 番	谷許 安治	出	小田地区推進委員	土井 博文	出
8 番	坪井 幹子	出			
9 番	高月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第30号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第31号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (3) 議案第32号 農用地利用集積計画書（No. 194）（案）の決定に対する意見について
（賃貸借権・使用貸借権の設定に関するもの）
- (4) 議案第33号 農用地利用集積計画書（No. 195）（案）の決定に対する意見について
（農地中間管理権の設定に関するもの）

議 長	それでは、ただ今から令和6年度第8回農業委員会総会を開催します。
議 長	本日は、委員全員が出席です。全員の出席がありましたので、矢掛町農業委員会会議規則第6条により、総会は成立します。 本日の署名委員は、矢掛町農業委員会会議規則第13条により、7番 谷許委員と、8番 坪井委員を指名します。 それでは、議事に入ります。 本日の議事につきましては、議案第30号から議案第33号の4議案です。
議 長	議案第30号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、2件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) 以上2件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
議 長	事務局の説明が終わりました。 事案番号33番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
7 番 委 員	譲受人と譲渡人の双方が合意しています。譲受人は申請地の近くに住んでおり、適切に管理できると思います。特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号33番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号33番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号34番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
2 番 委 員	譲渡人は東京都内在住であり、申請地の管理ができません。譲受人は適切に管理できると思いますので、特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号34番につきまして、他に意見はありませんか。

各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>34</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第 <u>31</u> 号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について、<u>1</u> 件議題とします。本件は鳥越委員の自己に関する案件であり、「農業委員会等に関する法律」第31条及び「矢掛町農業委員会会議規則」第10条の議事参与の制限に該当しますので、この議案の審議が終了するまで、鳥越委員の退席をお願いします。 (午前 9時 35分 鳥越委員 退席) では、事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) 事案番号4番は、申請農地から500m以内に2以上の教育施設、医療施設、公共施設が存在するため、第3種農地としています。 総会次第に現地確認写真を載せております。
議 長	事務局の説明が終わりました。事案番号 <u>4</u> 番について、地元農業委員の意見をお願いします。
5 番 委 員	現地を確認しました。被害防除計画書のとおり、近隣の日照、通風等についても問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>4</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>4</u> 番につきましては、許可と決定します。 (午前 9時 37分 鳥越委員 復席)
議 長	議案第 <u>32</u> 号 矢掛町農用地利用集積計画書 (No.194) (案) の決定に対する意見について、賃貸借権・使用貸借権の設定に関するものを46件議題とします。事務局から説明します。

事 務 局	(集積計画の概要説明)
議 長	それでは個別の案件について、美川地区から確認の報告をお願いします。
美川地区 推進委員	美川地区について確認の報告をします。 美川地区で申請のあった全案件について確認を行いました。 特に問題はありません。
三谷地区 推進委員	三谷地区について確認の報告をします。 三谷地区で申請のあった全案件について確認を行いました。 特に問題はありません。
山田地区 推進委員	山田地区について確認の報告をします。 山田地区で申請のあった全案件について確認を行いました。 特に問題はありません。
川面地区 推進委員	川面地区について確認の報告をします。 川面地区で申請のあった全案件について確認を行いました。 特に問題はありません。
中川地区 推進委員	中川地区について確認の報告をします。 中川地区で申請のあった全案件について確認を行いました。 特に問題はありません。
議 長	矢掛町農用地利用集積計画書(No.194)(案)の確認の報告が終わりました。 議案第32号 矢掛町農用地利用集積計画書(No.194)(案)の決定に対する 意見について、「異議なし」と決定してよろしいか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第32号について「異議なし」と決定します。
議 長	議案第 <u>33</u> 号 矢掛町農用地利用集積計画書(No. 195)(案)の決定に対 する意見について、岸野委員の自己に関する案件が含まれており、「農業委員会等 に関する法律」第31条及び「矢掛町農業委員会会議規則」第10条の議事参与の 制限に該当しますので、この議案の審議が終了するまで、岸野委員の退席をお願い

事務局	します。 (午前 9時 45分 岸野委員 退席) では、事務局から説明します。 議案第33号については、公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団を通じて農地の貸借を行う案件であります。公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団が所有者から借り受ける農地を選定し、その内容で市町村長が決定するもので、計画に対し農業委員会の意見を提出することとなっているものです。
議長 各委員 議長	(計画の内容について説明) 議案第33号につきまして、意見等をお願いします。 (異議なし) 異議がありませんので、議案第33号について、「異議なし」と決定します。 (午前 9時 47分 岸野委員 復席)
議長	次に4.各種報告について確認します。
議長 川面地区 推進委員 議長 三谷地区 推進委員 中川地区 推進委員	(1) 利用目的の変更届について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。 事案番号1番について、確認しました。問題ありません。 (2) 農地法第18条の規定による合意解約通知について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。 事案番号1番について、確認しました。問題ありません。 事案番号2番について、確認しました。問題ありません。

議 長	以上で、今月の議案についての審議は終了しました。 これをもちまして、本日の農業委員会総会を終了します。
-----	---